

久留米広域合併協議会(第15回)議案等

《報告事項》

報告第21号 第14回協議会以降の協議会活動について P 1, 2

《議案》

第37号議案	財産の取扱いについて	(第12回協議会議案等 P 15 ~ 17) P 3
第49号議案	保育事業の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 4 ~ 6) P 4 ~ 6
第50号議案	消防防災事業の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 7 ~ 10)
第51号議案	消防団の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 11 ~ 13)
第52号議案	上水道事業の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 14 ~ 21)
第53号議案	一部事務組合等の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 22 ~ 25)
第54号議案	公共的団体等の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 26 ~ 28)
第55号議案	使用料、手数料等の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 29 ~ 31)
第56号議案	補助金、交付金等の取扱いについて	(第14回協議会議案等 P 31 ~ 34)
第57号議案	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 7 ~ 9
第58号議案	新市建設計画について	議案後送予定

報告第 2 1 号

第 1 4 回協議会以降の協議会活動について

第 1 4 回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 月 1 7 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第14回協議会以降の協議会活動について

《会議》

1月 8日 合併協議会幹事会(第15回) 合併協定項目の第15回協議会提出議案
協議会(第15回)開催要領(案)など

《専門部会、分科会活動》 前回報告以降分

第14回協議会以降、1部会・4WGが開催されました。
第15回協議会に提案する合併協定項目に関し、議会部会において「議員の定数と任期に関する小委員会」の協議結果を受けて、調整内容(案)の作成を行いました。
また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。

12月22日 共済会(互助会)・共済組合WG
12月25日 監査WG
12月26日 議会部会
1月13日 財務会計WG
1月15日 戸籍・住民分科会住基WG

(別紙)

協定項目番号	5	協定項目名	財産の取扱い
調 整 内 容			
<p>【修正内容】</p> <p>(2) 田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、<u>合併後も財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。</u> <u>ただし、財産区の数については合併協定締結までに調整し、管理運営方式については平成16年中に調整する。</u></p> <p>参考 《修正前》 (2) 田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、<u>各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。</u></p>			

1市4町の保育料比較表（平成14年度）

（単位：円/月額）

	久留米市				田主丸町				北野町				城島町			三潁町				
	所得状況（課税額）	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	所得状況（課税額）	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	所得状況（課税額）	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	所得状況（課税額）	3歳未満児	3歳以上児	所得状況（課税額）	3歳未満児	3歳以上児		
所得税非課税世帯	生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	0		
	市民税非課税世帯	8,000	6,000	6,000	町民税非課税世帯（母子世帯等）	0	0	0	町民税非課税世帯	7,800	5,400	5,400	町民税非課税世帯（母子世帯等）	0	0	町民税非課税世帯	5,000	4,000		
					町民税非課税世帯	9,000	6,000	6,000					町民税非課税世帯	5,000	4,000					
	市民税課税世帯	17,000	14,400	14,400	町民税課税世帯（母子世帯等）	18,500	15,500	15,500	町民税課税世帯	16,500	14,400	14,400	町民税均等割額のみの世帯	7,000	5,000	町民税均等割のみ課税世帯	9,500	8,500		
町民税課税世帯					19,500	16,500	16,500	町民税所得割額がある世帯					9,000	6,000	町民税所得割課税世帯	10,500	9,000			
所得税課税世帯	所得税26,000円未満	22,000	19,400	19,400	所得税64,000円未満	30,000	27,000	25,000	所得税64,000円未満	25,500	21,500	21,300	所得税3,000円未満	11,000	8,000	所得税3,000円未満	14,000	13,000		
													3,000円以上17,000円未満	13,000	9,000	3,000円以上10,000円未満	15,500	14,000		
	26,000円以上64,000円未満	27,000	24,200	24,200		17,000円以上64,000円未満	17,000	12,000		10,000円以上17,000円未満	17,000	15,000								
	64,000円以上110,000円未満	34,000	30,200	28,200		64,000円以上160,000円未満	43,000	28,000		26,000	64,000円以上160,000円未満	38,000	28,300	24,300	64,000円以上80,000円未満	19,000	13,000	17,000円以上80,000円未満	20,000	17,000
															80,000円以上160,000円未満	21,000	14,000	80,000円以上140,000円未満	25,000	21,000
	110,000円以上160,000円未満	41,400	33,800	30,000		160,000円以上408,000円未満	52,000	30,000		27,000	160,000円以上408,000円未満	52,000	29,300	27,300	160,000円以上200,000円未満	24,000	15,000	140,000円以上200,000円未満	28,000	21,500
	160,000円以上408,000円未満	49,000	35,400	31,600											160,000円以上408,000円未満	52,000	30,000	27,000	160,000円以上408,000円未満	52,000
						408,000円以上	56,200	37,200		33,200	408,000円以上	55,000	31,000	27,000						
	510,000円以上	27,000	18,000																	
	備考	市民税非課税世帯で母子世帯等については、徴収金は、0円。								町民税非課税世帯で母子世帯等については、徴収金は、0円。										

1市4町の財政負担額と市町民の負担較差について

1. 保育料軽減にともなう財政負担額（保育料軽減額）及び軽減率の現状について

平成14年度決算に基づく1市4町の財政負担額（保育料軽減額）及び軽減率は下表のとおりです。

（単位：千円）

	国基準額 A	調定額 B	軽減額 C (A - B)	軽減率 (C / A * 100)
久留米市	1,318,592	1,066,461	252,131	19.1%
田主丸町	138,152	119,326	18,826	13.6%
北野町	99,055	76,618	22,437	22.7%
城島町	135,094	55,615	79,479	58.8%
三潴町	121,534	72,110	49,424	40.7%
計	1,812,427	1,390,130	422,297	23.3%

2. 保育料軽減率を統一した場合の財政負担額試算について

保育料軽減率を新市で統一した場合の財政負担額を試算すると下表のとおりです。

軽減率	財政負担額 (1市4町軽減総額) 1	追加財政負担額 2
60%	1,087,456 千円	665,159 千円
50%	906,214 千円	483,917 千円
40%	724,971 千円	302,674 千円
30%	543,728 千円	121,431 千円
20%	362,485 千円	59,812 千円

1 財政負担額（1市4町軽減総額）は、14年度決算における1市4町の国基準額（上表A欄）の合計額に軽減率を乗じたもの

2 追加財政負担額は、14年度決算における1市4町の軽減額（上表C欄）の合計額から財政負担額（1市4町軽減総額）を減じたもの

幼稚園就園奨励費について

1 認可幼稚園数について

(平成15年4月1日現在)

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
私立幼稚園数	26	2	1	2	0
公立幼稚園数	0	0	0	0	0
合計	26	2	1	2	0

2 幼稚園就園奨励費制度について

【久留米市、田主丸町、城島町、三潁町】

幼児教育の普及充実を図るため、認可幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、国の補助を受け保育料等の援助を行なっている。

対象となる範囲	保育料の補助限度額（平成15年度年額）		
	1人就園の場合及び 同一世帯から2人以上 就園している場合の 最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上 就園している場合の 次年長者 （第2子）	同一世帯から3人以上 就園している場合の 左以外の園児 （第3子以降）
生活保護世帯及び平成15年度に納付すべき市町民税が非課税の世帯	137,700円	180,000円	222,000円
平成15年度に納付すべき市町民税の所得割が非課税の世帯	104,900円	157,000円	209,000円
平成15年度に納付すべき市町民税の所得割課税額（父母及び園児を扶養している者の所得割課税額の合計）が8,800円以下の世帯	80,400円	141,000円	200,000円
平成15年度に納付すべき市町民税の所得割課税額（父母及び園児を扶養している者の所得割課税額の合計）が102,100円以下の世帯	56,500円	124,000円	190,000円

満3歳児については、3歳になった月以降を対象とし、上記の額を月割にして交付する。

【北野町】

幼児教育の普及充実を図るため、認可幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、園児1人当たり年額20,000円を町単費にて保育料等の援助を行なっている。

第57号議案

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成16年1月17日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

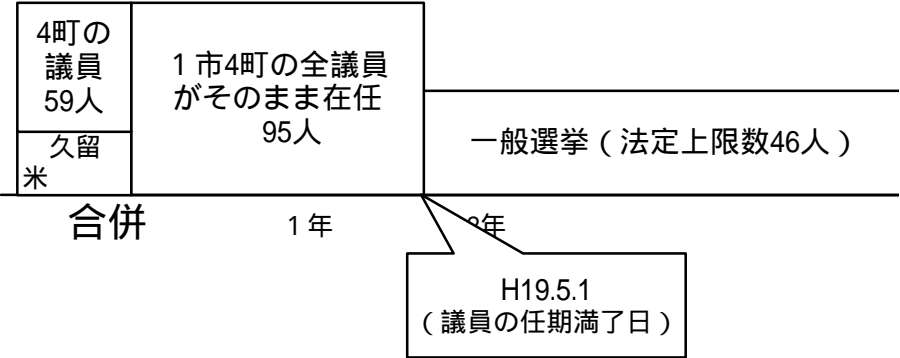
(別紙)

協定項目番号	6	協定項目名	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調 整 内 容			
<p>田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、久留米市の議会の議員の残任期間、久留米市の議会の議員として引き続き在任するものとする。</p>			

編入合併における在任特例について

在任特例

編入される市町村の議会のすべての議員が、
編入する市町村の議会の議員の残任期間
新市の議員として在任する
(任期：編入する市町村の議会議員の任期)



第 5 8 号議案

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 6 年 1 月 1 7 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	4 5	協定項目名	新市建設計画
調 整 内 容			
<p>新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。</p>			